

「日本写真家協会入会規程 3 : 資格審査資料」の補足説明

- ・日本写真家協会入会規程 3 (1) の①提出資料は、**最近5年間(2020年1月以降)**で、発行所の異なる2社以上の刊行物(現物) 5点。**掲載作品は重複しないようお願いします。**

☆提出資料の1~5番が判断できるように付箋をつけてください。

☆写真が掲載されている頁及び氏名表示のある頁、発行年にも付箋をつけて明示してください。

☆同頁に他人の写真がある場合は、その写真が見えないように紙でマスクなどしてください。

- ・**発行年が確認できない資料(パンフレット、ポスター、Web等)、「氏名表示」がない資料の場合**
発行所または、撮影依頼主(クライアント、デザイン事務所、編集プロダクション等)の責任者による証明書を添付してください。(見本を1部同封しています。PC入力用にワード書式が必要な方は事務局にご連絡ください)
資料1点ごとに、撮影者、発表媒体名、発行年月日(Webは掲載開始年月日)を明記のうえ、社印又は担当部署印、担当部署管理責任者(課長職以上)による証明書(名刺に記載でも可)を添付してください。
なお、フォト・エージェンシー(フォト・ライブラリー)等に預けている写真については提出資料として証明の対象とはなりません。

- ・**代表作品は、最近5年以前のものであっても提出することができます。**
提出資料5点とは別に「参考資料」として規程外の作品を、1点提出することができます。

- ・**Web上での作品については、刊行物に代えて4点まで提出することができます。**
入会規程 3 (2)⑥の条件「プリント10点以上」「全画面のスクリーンショット(URLまで判るもの)」「発行所または、撮影依頼主(クライアント、デザイン事務所、編集プロダクション等)の責任者による証明」が必要です。

日本写真家協会入会規程 3 (1) 及び (2) の「②」提出資料について

- ・**フリー写真家の場合**は、所轄税務署に提出した「令和5年分の所得税の確定申告書 第1表」のコピー(金額欄のみ墨塗可、切り取りは不可)をご提出ください。電子申告(e-tax)をした場合は、第1表の他に受信記録「受信通知(所得税)本人用」のコピーを添付してください。
- ・**フリー写真家で会社代表者の場合**は、①会社の「登記簿謄本」のコピー、②「在職証明書」(就業期間、職種の明記)、③「給与所得の源泉徴収票」のコピーを添付してください。
- ・**勤務写真家の場合**は、①「在職証明書」(就業期間、職種の明記)と②「給与所得の源泉徴収票」のコピーを提出してください。
- ・**1年以内に退職しフリー写真家となった場合**は、前勤務先の「在職務証明書」(就業期間、職種の明記)と「給与所得の源泉徴収票」のコピーを提出してください。

・その他の事項

- ◎「消せるボールペン」「鉛筆」等による申込書記入は不可とします。
- ◎申込締切日・1月31日(当日消印有効、持参の場合は1月31日午後5時迄)
- ◎審査結果・3月中旬頃に文書で通知します。
- ◎入会内定後、新入会員説明会・2025年4月7日(月)に本人が出席(必須。欠席の場合は1年間保留)
- ◎新入会員説明会の当日までに**入会金50,000円、年会費40,000円**を納入してください。
- ◎協会が加入する一般社団法人日本写真著作権協会(JPCA)の**写真著作権信託者**となり、**著作権ID登録者**となります。(信託の範囲=企業内でのコピー機による複写の権利許諾に限定)
- ◎東京、大阪で開催する新入会員展に出展をしていただきます。(必須)
- ◎名取洋之助写真賞、同賞奨励賞及び笹本恒子写真賞の受賞者は**入会金を免除**します。